

## 行政訴訟の応訴について（報告）

呉市長が行ったグリーンピアせとうちに係る指定管理者の指定取消処分は、クリーンハンズの原則及びグリーンピアせとうちの管理及び運営に関する協定書（平成28年3月31日締結）第4条に規定する信義誠実の原則に反し違法であるとして、当該指定取消処分の取消しを求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

### 1 事件番号等

平成29年（行ウ）第30号公の施設に係る指定管理者指定取消処分取消請求事件

### 2 提訴年月日

平成29年10月17日（訴状受理年月日 同年11月29日）

### 3 原告

呉市安浦町三津口字高須326番地の19  
株式会社ゆうとぴあセトウチ  
代表取締役 伊藤 健士

### 4 管轄裁判所

広島地方裁判所

### 5 事件の概要

呉市長は、平成29年4月26日、原告の電気料金未納による中国電力株式会社からの電気供給契約の解約を理由とし、平成29年6月8日午前10時をもってグリーンピアせとうちに係る原告の指定管理者の指定を取り消す処分（以下「本件指定取消処分」といいます。）をしました。

原告は、「原告が電気料金の支払をすることができなくなった理由は、広島地方裁判所呉支部平成28年（ワ）第150号事件及び同支部平成29年（ワ）第16号事件で問題となっている大規模修繕工事（リニューアル工事）を被告が怠り、また、同支部平成29年（ワ）第4号事件で問題となっている過大な水道料金を徴収して原告に多大な損害を被らせたにもかかわらず、賠償請求に応じなかったことによるもので、呉市長は、自らの義務を履行せず、原告が電気料金の支払ができない状況に追い込んで、本件指定取消処分を強行した。」と主張し、本件指定取消処分は、クリーンハンズの原則及びグリーンピアせとうちの管理及び運営に関する協定書第4条に定める信義誠実の原則に反し違法であることから、本件指定取消処分の取消しを求め、提訴したものです。